

令和7年度 事業計画書

(公財) 海難審判・船舶事故調査協会

本協会の目的と事業

本協会は、海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とする。

本協会は、上記公益目的事業を達成するため、令和7年度は、次の事業を行う。

1. 海難審判等に関する調査研究事業

(1) 海難審判及び海難審判事件に関する調査研究

海難審判機関である海難審判所が公表した海難審判裁決の中で、海難を防止する上で有益かつ規範性をもった裁決を選定し、判示する事項等について、学識経験者、海技専門家及び海難審判所の審判官、理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を設置し、毎年、調査研究を行うもので、選定した主要事例に判示事項、関係法令及び参考図を付して「海難審判所裁決例集」として編集、刊行する。

令和7年度においては、「海難審判裁決例調査研究会」において、令和6年に言い渡した裁決（230件）を対象として調査研究を行う。

(2) 船舶事故等の調査に関する調査研究

- ① 海難が発生した場合には、事故原因究明及び再発防止を担当する運輸安全委員会、船員等の懲戒を担当する海難審判所、刑事裁判及び民事裁判を担当する各裁判所の手続きを経て、それぞれ船舶事故調査報告書、裁決書及び判決書で最終判断が示される。

本事業は、個別の海難事故を、船舶事故調査報告書をはじめ、裁決書、刑事判決書などを取り上げて整理し、過去の海難統計、類似事例等を加え、更には事件の解説或いは再発防止につながるための教訓等をまとめ、「船舶事故事例集」として発行し、海事の安全性向上に寄与するものである。

令和7年度においては、弁護士、海事補佐人、海技専門家、海難審判所審判官、船舶事故調査官などで構成する「船舶事故事例調査研究会」を設置し、個別事件を5件程度取り上げて調査研究し、「船舶事故事例集（令和7年度版）」を船社、海事関係団体、弁護士、海事補佐人等に提供する。

- ② 運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書を取り上げて船舶事故の再発防止に有益な事項等について調査研究・分析を行い、賛助会員、海事関係行政機関、海事関係団体等に提供する。

令和7年度においては、運輸安全委員会が公表した「運輸安全委員会ダイジェスト」及び「地方事務所における分析」に解説等を加え、「運輸安全委員会船舶事故分析集(令和7年版)」として刊行する。

2. 海難審判関係人等の権利擁護事業

(1) 海難審判扶助事業

海難審判においては、裁判における弁護人と同様に、海難審判関係人の権利を擁護する海事補佐人を依頼することができることとなっているが、海難審判関係人の中には、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない者も多くいる。

本事業は、このような者に対し、海事補佐人を依頼するために必要な経費を扶助することにより、海難審判関係人の権利を擁護し、併せて公正な審判の運用に資することを目的として行うものである。

令和7年度においては、海難審判関係人から扶助の申し出のあった事件について、「海難審判扶助審査委員会」を開催し、年間約50件の扶助決定を行う。

(2) 海難審判等の相談事業

海難審判所及び運輸安全委員会の所在地9か所に設置している相談所において、海難を起こし審判を受ける船員や船舶事故調査官の事故調査を受ける船員などのための一切の相談に無償で応じる。

令和7年度においては、約1,000件の相談に応じることとする。

3. 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業

(1) 海難情報等提供事業

本協会のホームページを通じて検索機能を備えた裁決の提供、各事業の紹介、海難審判所の裁決書や運輸安全委員会の報告書の主要部分の要約版など海難事故に関する種々の情報・資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信する。

また、令和7年度においては、令和6年に海難審判所が言い渡した全裁決(230件)をホームページに掲載する。

(2) 図書、会誌刊行事業

本協会の調査研究活動の成果を海事関係者のみならず、広く社会に発信するため、以下のとおり図書、会誌を刊行する。

- ① 海難審判所裁決を「海難審判所裁決録」として編集、刊行する。
令和7年度においては、令和6年1月から12月までに言い渡された裁決を2分冊として編集し、有償で提供する。
- ② 機関誌「ふねとうみ - その安全を求めて -」を年3回、各2,000部を刊行し、賛助会員、海事関係行政機関、海事関係団体等は無償で配付する。